



宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月20日 (木曜日) 第 2184 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1	頁
○民有林の保安林の指定 (5件) …………… (自然環境課) 1	
公 告	
○肥料の登録…………… (営農支援課) 2	
○肥料の登録の有効期間の更新…………… (“) 3	
○肥料の登録の失効…………… (“) 3	
○土地改良区の定款の変更 (9件) …………… (農村整備課) 3	

○市町村宮土地改良事業の施行協議の適当の決定 (農村整備課) 4	
○市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (“) 4	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 4	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 4	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4	
選挙管理委員会告示	
○平成19年 4 月 8 日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 297号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
西 浦 勇一郎	医療法人西 勇会西浦医 院	都城市	耳鼻咽喉 科	平成22年 5 月 1 日
山 下 誠	社団法人八 日会藤元早 鈴病院	都城市	循環器科	平成22年 5 月 1 日
加 藤 順 也	国立病院機 構都城病院	都城市	内科	平成22年 5 月 1 日
田 中 弦 一	県立日南病 院	日南市	内科	平成22年 5 月 1 日
山 口 良 兼	日向市立東 郷病院	日向市	整形外科	平成22年 5 月 1 日
上 山 裕 史	医療法人昇 山会上山医 院	西都市	整形外科 ・リウマ チ科	平成22年 5 月 1 日

幸 崎 晃 浩	医療法人社 団聖山会川 南病院	川南町	内科	平成22年 5 月 1 日
押 方 慎 弥	高千穂町国 民健康保険 病院	高千穂 町	内科	平成22年 5 月 1 日
後 藤 信 祐	高千穂町国 民健康保険 病院	高千穂 町	眼科	平成22年 5 月 1 日
河 野 勇泰喜	高千穂町国 民健康保険 病院	高千穂 町	整形外科	平成22年 5 月 1 日

宮崎県告示第 298号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町中村字川之口乙5141-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 299号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字平畑 881-1・910-乙（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 300号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大納字大平口2348（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 301号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字増谷3035
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 302号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 小林市野尻町東麓字田野2922-1、2922-38
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 7 条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1000号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 5-2-2	T N 5.0 T P 2.0 T K 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおりの他の制限事	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成22年 2月24日 至 平成25年 2月23日

				項は公定規格のとおり			
宮崎県第1001号	炭酸カルシウム肥料	ていこう力	A L 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社アドバンス宮崎	宮崎市池内町天神面3878番地	自 平成22年2月24日 至 平成28年2月23日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量、A L : アルカリ分

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成22年 5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 991号	混合有機質肥料	大地の達人	T N 4.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	清本鐵工株式会社	延岡市土々呂町 6 丁目1633番地	自 平成19年2月21日 至 平成25年2月20日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成22年 5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第 993号	配合肥料	みどり有機配合肥料 1 号	T N 5.5 T P 8.5 C P 8.5 T K 8.5 C K 8.5 W K 5.5 C M g 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本油脂工業株式会社	西都市大字穂北3556番地 6	平成21年12月31日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、C P : く溶性りん酸、T K : 加里全量、C K : く溶性加里、W K : 水溶性加里、C M g : く溶性苦土

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）から平成22年 3月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高城東水流域土地改良区（都城市）から平成22年 3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、石山土地改良区（都城市）から平成22年 3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）から平成22年 4月 1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により

、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から平成22年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、上寺土地改良区（高千穂町）から平成22年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、日向土地改良区（高千穂町）から平成22年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、上下水流土地改良区（都城市）から平成22年4月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から平成22年4月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（西の原地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成22年5月20日から平成22年6月18日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内及び高岡総合支所農業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届 出 者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
高千穂町	高千穂町	烏岳・有富	高千穂町	元気な地域づくり交付	平成22年2月8日

市町村名	地区名	市町村名	事業名	完了年月日
高千穂町	高千穂町	上西	高千穂町 ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)	平成22年2月26日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
今 町	都城市	農地保全整備事業	平成21年12月7日
宮ノ原第1	三股町	畑地帯総合整備事業	平成22年3月9日
栢 木	都城市	ため池等整備事業	平成22年3月25日
月野原第2	都城市	農地保全整備事業	平成22年3月26日
大 迫	都城市	ため池等整備事業	平成22年3月30日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年5月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業地域
管内全域
- 3 作業期間
平成22年5月10日から平成23年3月31日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 8 号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年5月20日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	平成22年7月29日(木)から8月3日(火)まで	20人

- 2 講習の対象者

- (1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区

分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎地域職業訓練センター

電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
1号警備業務	6月18日(金)から6月29日(火)まで(土、日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 のイに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 のウに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 のエに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 のオに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

平成19年4月8日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 4 月 8 日執行宮崎県議会議員選挙 (延岡市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5, 733, 900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大 西 幸 二	所属党派	無 所 属	期間 1月10日から 第1回分 4月16日まで
出納責任者氏名	大 西 幸 二			

収 入			支 出	円
主たる寄附			人 件 費	0
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	307,500
(団体名)			選挙事務所費	307,500
			集合会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
(別紙のとおり)			印 刷 費	808,500
			広 告 費	354,000
			文 具 費	12,600
			食 糧 費	6,700
その他の寄附	件		休 泊 費	0
その他の収入		903,116	雑 費	14,266
今 回 計		903,116	今 回 計	1,503,566
前 回 計		0	前 回 計	
総 計		903,116	総 計	1,503,566

報告書受理年月日	平成 22 年 4 月 23 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------